

2019年3月11日

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目9番9号
株式会社ショーケース・ティービー
代表取締役社長 永田 豊志

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月26日（火曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2019年3月27日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。） |
| 2. 場 所 | 東京都港区赤坂九丁目7番2号 東京ミッドタウン
ミッドタウン・タワー4階カンファレンス「Room 7」
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第23期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）
事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載します。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき、下記の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。な

お、上記書類は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人及び監査役の監査対象となっております。

当社ウェブサイト (<https://www.showcase-tv.com/>)

当日は、本株主総会終了後、同会場にて当社へのご理解をより深めていただくために会社説明会を開催いたします。お時間の許す株主様には、株主総会と合わせてご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

事業報告

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、国際情勢の不安定により先行きが不透明な状況が続きましたが、企業収益の回復や雇用・所得環境の改善傾向が継続するなど、政府による様々な経済政策の効果を背景に緩やかな回復基調で推移致しました。

当社グループを取り巻くインターネット領域については、その主たる指標である国内インターネット広告市場が、2017年に前年比115.2%増の1兆5,094億円と引き続き高い成長を維持しております。(注1)

また、もう一つの対面市場であるEC市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及・進化に伴い、企業のECビジネス展開が加速しており、2017年国内BtoC-EC市場は前年比9.1%増の16.5兆円と、こちらも高い成長を維持しております。(注2)

(注1) 出所：株式会社電通「2017年日本の広告費」

(注2) 出所：経済産業省「平成29年我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」

これに伴い、当社はオンラインビジネスのコンバージョン率（成約率）UPを実現する、Webマーケティング支援を中心とした事業展開を行っております。具体的には、特許技術（国内外）を活用したクラウド型のWebサイト最適化サービス「ナビキャストシリーズ」の提供や、Webサイトにおける不正アクセスなどに対するセキュリティ強化を目的とした「ProTech（プロテック）シリーズ」の提供をしております。また、より精度の高いマーケティング施策を可能とするDMP（データ・マネジメント・プラットフォーム）サービス「ZUNOH」を活用したデータ解析サービス「Audience Insight（オーディエンス インサイト）」の提供と運用型広告事業を展開しております。その他、スマートフォンアプリサービスや最新テクノロジーを取り込んだサービスの開発と提供を行うことで、Webマーケティングの課題を統合的に解決する価値の高いサービスを提供しております。

当連結会計年度においては、2018年7月19日にお知らせしましたとおり、連

結子会社であった株式会社アクルとgalaxy株式会社を連結の範囲から除外し、株式会社インクルーズにおいては連結子会社から持分法適用関連会社に変更しております。

また、2018年7月19日付で同年1月1日に「neconote（ネコノテ）」を譲り受けた株式会社レーザービームの株式を取得し連結子会社としております。これにより、連結子会社は株式会社Showcase Capitalと株式会社レーザービームの2社となりました。

このような状況のもと、当連結会計年度における売上高は2,002,573千円（前年同期比7.7%増）、営業利益は352,983千円（前年同期比84.2%増）、経常利益は323,937千円（前年同期比97.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は16,817千円（前年同期比39.3%増）となりました。

セグメント別の状況は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度より、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「eマーケティング事業」「Webソリューション事業」「投資事業」から、「クラウド事業」「コンテンツ事業」「投資事業」に変更しております。

<クラウド事業>

（ナビキャストシリーズ&ProTechシリーズ）

「ナビキャストシリーズ」については、入力フォームの最適化サービス「フォームアシスト」を中心とし、安定的に売上へ貢献しております。これまでと同様に高い改善効果が確認されている「フォームアシスト」のオプション機能と、PCサイトの入力フォームをスマートフォン向けに最適化する「フォームコンバータ」が、金融機関の顧客を中心に広がりを見せ売上に大きく貢献いたしました。

「ProTechシリーズ」については、第1四半期にリリースした金融機関の顧客向けサービスである「ProTech License Reader（プロテック ライセンスリーダー）」が順調に売上を伸ばしました。

（DMP・広告関連サービス）

DMP・広告関連サービスについては、従来から提供してきた「ナビキャストAd」など運用広告関連サービスに加え、顧客のニーズにあわせたSNS広告の取扱いが増えるなど、堅調に推移しました。

（人材事業）

2018年1月1日に株式会社レーザービームより譲り受けたBPO事業（ビジネ

スプロセス・アウトソーシング)、RPO事業(リクルートメントプロセス・アウトソーシング)の人材事業「neconote(ネコノテ)」は、政府が推進する「働き方改革」の流れや、人材不足時代の到来による企業の人材獲得ニーズの高まりを受け、順調に拡大傾向となりました。

以上の結果、クラウド事業全体における売上高は1,343,773千円(前年同期比4.2%減)となり、セグメント利益(営業利益)は757,222千円(前年同期比0.1%減)となりました。

<コンテンツ事業>

(オウンドメディア)

2015年1月に、当社が得意とするテクノロジー、Webマーケティング分野の情報発信を目的として「bitWave」を立ち上げましたが、2017年8月にスマホデバイス情報メディア「スマホの教科書」を譲り受けたことを機に、両メディアの親和性を高めるため、「bitWave」の主軸コンテンツをスマートフォン関連ニュースへとシフト致しました。アクセス数は2018年9月末時点では月間279万PVでしたが、2018年12月末時点で月間500万PVを突破しました。

オウンドメディアにおいては、集客力が最重要指標となるため、引き続きPV数を伸ばしていくことで、今後の収益貢献が期待されます。

(スマートフォンアプリ)

クラウド型多言語オーディオガイドアプリシステム「Audio Guide Q」は、安定的に売上へ貢献しております。

以上の結果、コンテンツ事業全体における売上高は307,614千円(前年同期比32.7%減)となり、セグメント損失(営業損失)は64,558千円(前年同期は営業利益11,338千円)となりました。

<投資事業>

ベンチャーキャピタル事業を手掛ける株式会社Showcase Capitalは、2018年4月4日に東京証券取引所マザーズ市場に上場した投資先である株式会社ビープラッツの株式売却を進めました。また、第3四半期においては、独自のWeb to Print技術によってTシャツやマグカップなど、1,000種類以上のオリジナルグッズを在庫なしで1個から注文に応じて制作できる「オンデマンドプロダクトサービス事業」を展開する株式会社イメージ・マジックに投資いたしました。

以上の結果、投資事業全体における売上高は351,186千円（前年同期は一千円）、セグメント利益（営業利益）は238,004千円（前年同期は営業損失101,227千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は119,033千円であり、主なものは市場販売目的ソフトウェアの開発等によるもの58,856千円、新本社ビル建築工事等34,800千円、自社利用目的ソフトウェアの開発等によるもの17,627千円であります。

③ 資金調達の状況

銀行からの長期借入れにより448,000千円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2018年1月に人材事業「neconote事業」を25,000千円で株式会社レーザービーム社より譲受けております。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2018年7月に株式会社レーザービームの株式を取得しました。また、当社は、2018年7月に株式会社アクル、株式会社インクルーズ、galaxy株式会社の株式を譲渡しました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	2015年度 第20期	2016年度 第21期	2017年度 第22期	2018年度 (当連結会計年度) 第23期
売上高	—	—	1,859,232千円	2,002,573千円
経常利益	—	—	163,990千円	323,937千円
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	12,069千円	16,817千円
1株当たり当期純利益	—	—	1.79円	2.48円
総資産	—	—	2,577,696千円	2,535,824千円
純資産	—	—	1,226,039千円	1,181,475千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 第22期より連結計算書類を作成しておりますので、第21期以前の各数値は記載しておりません。

(3) 対処すべき課題

当社は、Webマーケティング企業としては勿論のこと、多様な人々のニーズに応え課題解決が可能なテクノロジーカンパニーとして、パフォーマンスの高いサービスを開発・提供し、顧客からの信頼を向上させ、収益基盤をより強化する必要があると認識しております。そのために、当社は、以下の9点を主な経営の課題として認識しております。

① 既存事業の収益の拡大

当社グループは、クラウドマーケティング事業が主な収益基盤の事業となっておりますが、これらの事業の安定的・継続的な発展が不可欠なものであると考えております。そのためには継続的なユーザビリティの改善、安定的なサービス提供が必須であります。今後、機能面において継続的な改善、また、保守管理体制の強化により、更に信頼性を高め既存事業の収益基盤の拡大を行ってまいります。

② 知名度の向上

当社グループは、収益基盤強化のため、Webマーケティングの最適化に資する「ナビキャストシリーズ」や「ProTechシリーズ」などその他サービスの知名度の向上を図ることが必要であり、これらの知名度向上は新規の顧客開拓や優秀な人材の確保に寄与するものと考えております。当社グループとしましては、積極的な広報活動やマーケティングを実施することにより知名度向上を目指してまいります。

③ 新規事業及び新商品開発による収益基盤の拡大

当社グループは、急激な事業環境の変化に対応し、競合他社に比べて更なる収益の拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、業界の動向を注視しつつ、また、クライアントの潜在需要をいち早く読み取り、商品戦略への取り組み強化、出資先企業との協業によって、新規事業及び新商品開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を行ってまいります。

④ グローバル展開への対応

当社グループは、今後の収益拡大を目指す上で、グローバルな事業展開への対応が必要不可欠と考えております。当社の既存顧客の中には、海外に進出している大手企業が多いことから、このような顧客が海外でも使用できるサービスを提供することが必要と考えております。そして、グローバル展開を本格化する上で、諸外国における特許取得を推進、知的財産権の確保、海外企業への出資を通じたアライアンス展開等を積極的に実施してまいります。

⑤ 投資事業の精度向上について

当社グループは、今後の新規事業展開やグローバル展開を加速させていく上で、投資事業は必要と考えており、今後も投資活動を行っていく方針であります。このため、投資事業の精度向上は必要不可欠であり、投資事業に関する専門業者からの支援や、投資検討委員会と取締役会を経た検討フローや投資基準の更なる厳格化などを実施し、精度向上に努めてまいります。

⑥ システムの堅牢性と安定性の確保

当社グループは、インターネットを通じてサービスを提供することを主な事業としており、強固なセキュリティを確保しつつ安定的なサービス提供を確保するにはサービス提供に係るシステムの安定的な稼働が重要であると認識しております。このため、データセンター、及びクラウドコンピューティングにおけるセキュリティ対策、サーバの稼働、常時監視、利用者数の増加に伴う負荷分散を行っておりますが、引き続き、更なるシステム管理、システム基盤の強化に努めてまいります。

⑦ 技術革新への対応

当社グループは、新たなインターネット端末等の技術革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上重要な要素であると認識しております。当社としましては、業界内の主要ベンダーや技術コミュニティから発せられる最新情報を定期的に入手し、自社製品に迅速に反映することでサービスの先進性や安定性を確保していく方針であります。また、グループ間連携の強化や、オープン・イノベーションへの取り組みに注力することで、技術革新に対応できる体制強化に取り組んでまいります。

⑧ 人材の確保

当社グループが、今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に技術者の採用においては、他社との獲得競争が激しさを増し、今後も安定した人材確保には厳しい状況が続くものと思われれます。

当社としましては、採用における競争力の強化を図ると共に、魅力のある職場環境を構築し、社員の能力やモチベーション向上に資するため、研修制度の強化、福利厚生の実、人事制度の整備・運用を進めてまいります。

⑨ 内部管理体制の強化

当社グループは、更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。

当社グループとしましては、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

(4) 重要な子会社の状況 (2018年12月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社Showcase Capital	10,000千円	100%	投資事業
株式会社レーザービーム	5,000千円	51%	人材事業

(5) 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

事業	事業内容
クラウド事業	オンラインビジネスのコンバージョン率（成約率）UPを実現する、インターネット上におけるマーケティング支援サービスを中心とした事業
コンテンツ事業	オウンドメディアの運用ならびにスマートフォンアプリやコンテンツサービスの提供や、最新テクノロジーを取り込んだサービスの開発と提供を行う事業
投資事業	国内外のベンチャー企業に対する投資事業

(6) 主要な営業所（2018年12月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 港 区

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社Showcase Capital	東 京 都 港 区
株式会社レーザービーム	東 京 都 港 区

(7) 従業員の状況（2018年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
83名	48名減

- (注) 1. 上記従業員数には、取締役及び臨時従業員（アルバイト、顧問及び派遣社員）14名は含んでおりません。
2. 株式会社インクルーズ及びgalaxy株式会社を子会社から除外したため、従業員数が減少しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
83名	5名減	33.96歳	4.3年

- (注) 上記従業員数には、取締役及び臨時従業員（アルバイト、顧問及び派遣社員）14名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	544,676千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2018年12月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 21,480,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 6,776,800株 |
| (3) 株主数 | 4,384名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
森 雅弘	1,542,800 株	22.76 %
永田 豊志	1,201,200 株	17.72 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	82,100 株	1.21 %
基 信夫	77,200 株	1.13 %
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	74,500 株	1.09 %
鈴木 剛	65,000 株	0.95 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	62,300 株	0.91 %
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	61,800 株	0.91 %
松井証券株式会社	57,200 株	0.84 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	55,900 株	0.82 %

(注) 自己株式は所有していません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式総数が8,800株、資本金及び資本剰余金がそれぞれ827千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要（2018年12月31日現在）

区 分	2014年第5回 新株予約権	2016年第8回 新株予約権
新株予約権の数	26個	635個
保有人数		
当社取締役	—	4名
当社監査役	1名 (うち社外監査役1名)	3名 (うち社外監査役3名)
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式10,400株	当社普通株式254,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償	1株につき8.5円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき188円	1株につき828円
新株予約権の権利行使期間	自 2016年5月2日 至 2024年3月26日	自 2017年4月1日 至 2021年1月19日
新株予約権の主な行使条件	(注) 1	(注) 2

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
 - ③ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
- ① 新株予約権者は、当社の重要な経営指標としている経常利益が下記 (a) 又は (b) に掲げる目標水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。
 - (a) 2016年12月期から2017年12月期のいずれかの期において経常利益が4億円を超過した場合 行使可能割合：20%

- (b) 2016年12月期から2018年12月期のいずれかの期において経常利益が5億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2018年12月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森 雅 弘	代表取締役社長	株式会社レーザービーム 代表取締役社長
永 田 豊 志	取締役副社長	合同会社TRIPLEX 代表社員 株式会社インクルーズ 取締役 株式会社Showcase Capital 代表取締役社長
佐々木 義 孝	取締役CFO	株式会社ウォームライト 社外取締役 株式会社アンジー 監査役 株式会社TOKYOフロンティアファーム 代表取締役 コグニロボ株式会社 監査役
高 山 慎太郎	取締役 <small>(クラウドマーケティング事業部担当役員)</small>	コグニロボ株式会社 取締役
矢 部 芳 一	取締役	—
柳 雅 二	取締役	株式会社Y'sアソシエイツ 代表取締役 ケミプロ化成株式会社 社外取締役
小 野 和 典	常勤監査役	株式会社インクルーズ 監査役 株式会社アクル 監査役
南 方 美千雄	監査役	株式会社アイピーオーバンク 代表取締役 株式会社みた経営研究所 社外監査役 株式会社スカイトーク 代表取締役 橋本不動産株式会社 社外取締役 株式会社音力発電 社外取締役 株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス 社外取締役 やまと税理士法人 代表社員 株式会社ポーターズ 社外監査役
小 島 大	監査役	小島大税理士事務所 所長 プライムエージェント合名会社 代表社員 チェック・コンサルタント株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役矢部芳一氏、取締役柳雅二氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小野和典氏、監査役南方美千雄氏、監査役小島大氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役南方美千雄氏は公認会計士資格を有しており、また、監査役小島大氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役矢部芳一氏、取締役柳雅二氏、監査役小野和典氏、監査役南方美千雄氏、監査役小島大氏につきましては、東京証券取引所に、独立役員として届け出ております。

5. 2019年1月1日付で次のとおり、取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
森 雅 弘	代表取締役社長	取締役会長
永 田 豊 志	取締役副社長	代表取締役社長
高 山 慎太郎	取締役 (クラウドマーケティング事業部 担当役員)	取締役 (Creative Studio 部門長)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	51,768千円 (5,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	9,640千円 (9,640千円)
合 計 (うち社外役員分)	9名 (5名)	61,408千円 (15,040千円)

(注) 取締役の報酬限度額は、2013年7月19日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議をいただいております。また監査役の報酬限度額は、同株主総会において、年額100,000千円以内と決議をいただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	他の法人等との兼任状況
取 締 役	柳 雅 二	株式会社Y'sアソシエイツ 代表取締役 ケミプロ化成株式会社 社外取締役
監 査 役	小 野 和 典	株式会社インクルーズ 監査役 株式会社アクル 監査役
監 査 役	南 方 美千雄	株式会社アイピーオーバンク 代表取締役 株式会社みた経営研究所 社外監査役 株式会社スカイトーク 代表取締役 橋本不動産株式会社 社外取締役 株式会社音力発電 社外取締役 株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス 社外取締役 やまと税理士法人 代表社員 株式会社ポーターズ 社外監査役
監 査 役	小 島 大	小島大税理士事務所 所長 プライムエージェント合名会社 代表社員 チェック・コンサルタント株式会社 代表取締役

(注) 上記以外の兼任先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

② 各社外役員の名な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	矢部 芳一	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づく見地からの意見や疑問点を明らかにするために適宜質問や意見を述べるなど、取締役会の意味決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	柳 雅二	当事業年度開催の取締役会19回のうち17回に出席いたしました。金融業界における長年の経験や実績に基づき、取締役会の意味決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	小野 和典	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。社内の重要な会議体などにも積極的に参加し、経営全般に関する業務執行の豊富な経験からコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスの意識、見識に基づく、助言・提言を行っております。
監査役	南方 美千雄	当事業年度開催の取締役会19回の全て、監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士として主に会社の会計全般について、培ってきた専門的な見識に基づく、助言・提言を行っております。
監査役	小島 大	当事業年度開催の取締役会19回のうち17回、監査役会13回の全てに出席いたしました。税理士としての主に税務について、培ってきた専門的な見識に基づく、助言・提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,600千円
会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める、「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、当社グループが共有すべきルールや考え方を表した会社理念を通じて、当社グループにおける企業倫理の確立ならびに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的に掲げている当社グループの「倫理綱領」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図ります。
- ② 内部監査室は、「経営理念」及び「倫理綱領」の周知徹底のための活動を行い、当社及びその子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
- ④ 内部監査室及びコンプライアンス委員会を通じて、当社グループにおける法令違反または「経営理念」もしくは「倫理綱領」の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、当社グループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて内部監査室は、再発防止策の展開等の活動を推進します。
- ⑥ コンプライアンスに関連した相談・連絡・通報を受ける窓口（以下「ヘルプライン」という）を当社グループ内外に設置し、当社及びその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処します。当社及びその子会社は、ヘルプラインを通じて相談などを行った者に対し、当該相談などを行ったことを理由に不利な取り扱いを行いません。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び文書管理規程に基づき適切に作成、保存、管理します。
- ② 情報セキュリティに関しては、重要性を認識するとともに、情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、必要な社内教育を実施します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めます。
- ② 当社及びその子会社は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
- ③ 内部監査室は、当社及びその子会社が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行います。
- ④ 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、内部監査室において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告します。
- ⑤ 当社及びその子会社は、当社グループの事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに内部統制推進部門にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役に報告します。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、当社グループの中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督します。
- ② 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程、稟議規程に基づき、各取締役、従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲します。
- ③ 職務の執行により一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合は、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織の変更を行うことができることとします。

(5) 従業員のコンプライアンスを確保するための体制

- ① 当社グループの従業員が業務を行うにあたり倫理綱領を法令及び定款とともに遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育及び啓発行動を行います。
- ② 当社及びその子会社における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備します。また、必要に応じた内部監査体制を整備することができることとします。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

(7) 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、会社は、監査役の職務を補助するため、当社グループの従業員の中から選び、専任の従業員として配置することができることとします。
- ② 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとします。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。
- ② 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができることとします。
- ③ 監査役への報告を行った役員及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取り扱いも受けないこととします。
- ④ 監査役が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、その費用等を当社が負担します。

(9) 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力対策規程において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社グループの取締役及び使用人に対し周知徹底を図ります。
- ② 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の内部統制システムの概要に基づき、概要を具体化するための体制及び規程等を整備し、それらを当社の役職員に周知徹底しております。また、当社はコーポレートガバナンスを徹底することが企業価値の最大化に資することと考えております。当事業年度における内部統制システムの運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、社外取締役を含む取締役と社外監査役を含む監査役で構成され、また「取締役会規程」に基づき原則月1回取締役会を開催しております。経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を十分に議論した上で決定し、取締役の業務の執行状況の監督を行っております。

(2) 監査役の職務の執行について

監査役は、会計監査人から会計監査内容の報告を受けると共に、代表取締役と定例的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行い、監査役監査の実効性の確保に努めております。また当社は、「監査役会規程」に基づき原則月1回の監査役会を開催しており、経営の妥当性、適正性、業務の有効性と継続性に関して審議検証し、また、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るため、適宜経営に対して助言、提言を行いました。また、監査役は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。2カ月に1回、また必要に応じて開催されるコンプライアンス委員会は、取締役、各部門長に相当する者が参加し、会社に対しての法令・定款違反をはじめとしたコンプライアンス違反を未然に防止すると共に、違反が生じた場合でも速やかに対応することで被害を最小限に留めるよう情報収集に努めております。当事業年度においては、コンプライアンス意識の一層の向上のため、全従業員に向けたコンプライアンス研修を3回開催し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行いました。また、内部通報窓口を内部監査室及び外部弁護士事務所を設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(4) 当社及び当社グループ会社からなる企業集団における業務適正を確保するための体制について

当社内部監査室が当社グループにおける内部統制の統括的な推進・管理を行っております。また実施した子会社の内部監査結果を子会社の代表取締役役に報告をしております。

(5) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを反社会的勢力対策規程において規定しております。またコンプライアンス研修を実施することで、役員及び使用人に遵守させています。新規取引先企業と反社会的勢力との関係排除について規定した契約書を取り交わし、取引開始前に反社会的勢力との関係性がないかにつき、データベースを利用し確認を実施しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,793,787	流動負債	629,387
現金及び預金	1,407,728	支払手形及び買掛金	16,684
受取手形及び売掛金	167,144	短期借入金	200,000
営業投資有価証券	116,454	1年内返済予定の長期借入金	260,036
繰延税金資産	6,740	未払法人税等	59,799
その他	98,824	その他	92,867
貸倒引当金	△3,105	固定負債	724,962
固定資産	742,036	長期借入金	724,962
有形固定資産	39,072		
建物	34,800	負債合計	1,354,349
その他	4,271	(純資産の部)	
無形固定資産	113,581	株主資本	1,178,809
のれん	577	資本金	337,041
ソフトウェア	112,958	資本剰余金	292,339
その他	45	利益剰余金	549,427
投資その他の資産	589,383	新株予約権	2,666
投資有価証券	238,980		
敷金及び保証金	117,744	純資産合計	1,181,475
繰延税金資産	93,057		
その他	165,908	負債純資産合計	2,535,824
貸倒引当金	△26,308		
資産合計	2,535,824		

連結損益計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,002,573
売上原価		523,839
売上総利益		1,478,733
販売費及び一般管理費		1,125,750
営業利益		352,983
営業外収益		
受取利息	773	
投資事業組合運用益	15,804	
助成金収入	500	
その他	381	17,458
営業外費用		
支払利息	6,019	
持分法による投資損失	13,258	
貸倒引当金繰入額	26,308	
その他	917	46,504
経常利益		323,937
特別利益		
関係会社株式売却益	9,194	
新株予約権戻入益	850	
受取弁済金	5,707	
受取和解金	10,000	
持分変動利益	3,186	28,938
特別損失		
固定資産除却損	5,144	
減損損失	152,443	
のれん償却額	90,692	
関係会社株式評価損	10,186	
その他	500	258,968
税金等調整前当期純利益		93,907
法人税、住民税及び事業税	71,216	
法人税等調整額	12,390	83,607
当期純利益		10,300
非支配株主に帰属する当期純損失		6,516
親会社株主に帰属する当期純利益		16,817

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,324,094	流動負債	568,562
現金及び預金	1,060,422	買掛金	16,052
売掛金	161,708	短期借入金	200,000
前払費用	16,076	1年内返済予定の長期借入金	260,036
その他	88,991	未払金	43,533
貸倒引当金	△3,105	未払法人税等	2,156
固定資産	1,099,388	その他	46,783
有形固定資産	39,072	固定負債	712,968
建物	34,800	長期借入金	712,968
工具、器具及び備品	4,271		
無形固定資産	127,457	負債合計	1,281,530
のれん	14,453	(純資産の部)	
ソフトウェア	112,958	株主資本	1,139,286
その他	45	資本金	337,041
投資その他の資産	932,858	資本剰余金	317,491
投資有価証券	238,980	資本準備金	317,041
関係会社株式	120,432	その他資本剰余金	450
敷金及び保証金	117,744	利益剰余金	484,753
長期貸付金	62,000	その他利益剰余金	484,753
関係会社長期貸付金	329,312	繰越利益剰余金	484,753
繰延税金資産	86,293	新株予約権	2,666
その他	4,403		
貸倒引当金	△26,308	純資産合計	1,141,952
資産合計	2,423,483	負債純資産合計	2,423,483

損 益 計 算 書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,355,814
売 上 原 価		312,494
売 上 総 利 益		1,043,319
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		878,704
営 業 利 益		164,615
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,297	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	15,804	
助 成 金 収 入	500	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	92,651	
そ の 他	139	113,392
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,898	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	26,308	
そ の 他	376	31,583
経 常 利 益		246,424
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	7,835	
新 株 予 約 権 戻 入 益	850	
受 取 和 解 金	10,000	18,685
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,144	
減 損 損 失	152,443	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	155,691	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	10,186	
そ の 他	296	323,763
税 引 前 当 期 純 損 失		58,653
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,861	
法 人 税 等 調 整 額	25,276	28,138
当 期 純 損 失		86,792

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年2月25日

株式会社ショーケース・ティービー
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 薬袋政彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小野木幹久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ショーケース・ティービーの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ショーケース・ティービー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年2月25日

株式会社ショーケース・ティービー
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 薬袋政彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小野木幹久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ショーケース・ティービーの2018年1月1日から2018年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月26日

株式会社ショーケース・ティービー監査役会

常勤監査役（社外監査役） 小野和典 ㊟

監査役（社外監査役） 南方美千雄 ㊟

監査役（社外監査役） 小島大 ㊟

以上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) ショーケース・ティービーという社名には、お客様や自社の商品をその箱(Showcase)に入れることで、商品やサービスの魅力を最大限に引き出し、遠く離れたところにいる多くの人たちにも伝える(Tele-Vision)というメッセージが込められています。つまり、私たちのサービスやプラットフォームを利用することで、商品がたくさん売れる仕組みを作ることを目的にしていました。その後、上場以来、多くのステークホルダーの方々に社名が浸透し、同時に「ショーケース」という省略名でご愛顧いただくことも増えました。

そこで、今回、第二創業となるタイミングで、社名についても実態に合わせる形で変更したく、現行定款第1条(商号)の一部を変更するものであります。

なお、商号変更につきましては、2019年4月1日をもって効力を生ずるものとしてその旨の附則を設けるとともに、効力発生後、当該附則は定款より削除するものといたします。

(2) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。

(3) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第20条(任期)に定める取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

なお、2017年3月29日開催の第21期定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にすべく附則を設けるとともに、2019年3月27日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

(4) 法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

- (5) 機動的な配当政策及び資本政策を図ることを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会においても決議ができるよう規定を新設するとともに、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。
- (6) 上記変更に伴い、字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ショーケース・<u>ティービー</u>と称し、英文では、<u>Sho</u><u>owc</u><u>ase-TV Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～9. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>10. (条文省略)</p> <p>11. 労働者派遣業</p> <p>12. (条文省略)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ショーケースと称し、英文では、<u>Sho</u><u>wc</u><u>ase Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～9. (現行どおり)</p> <p>10. <u>金銭の貸付又は金銭の借借の媒介並びに債務の保証及び引受</u></p> <p>11. <u>資金決済に関する法律に基づく前払式支払い手段の企画、開発、発行及び管理並びに資金移動業</u></p> <p>12. <u>電子決済等代行業</u></p> <p>13. <u>ブロックチェーンに関連するシステムの企画、開発、制作、販売及び保守</u></p> <p>14. <u>クラウドファンディング事業</u></p> <p>15. <u>金融商品取引法に規定する、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業</u></p> <p>16. <u>損害保険代理店業務及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>17. <u>資産の管理及び運用に関するコンサルティング業務</u></p> <p>18. (現行どおり)</p> <p>19. <u>有料職業紹介事業及び労働者派遣事業</u></p> <p>20. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第19条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条～第28条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p> <p>第20条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>第31条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、<u>中間配当をすることができる。</u></p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第30条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第36条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第1条(商号)の変更は、2019年4月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、効力発生後、これを削除するものとする。</u></p> <p>第2条 <u>第19条(任期)の規定にかかわらず、2017年3月29日開催の第21期定時株主総会において選任された取締役の任期は、2019年3月27日開催の第23期定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、2019年3月27日経過後、これを削除するものとする</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役（6名全員）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制整備の構築を図るべく、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	ナガタ トヨシ 永田 豊志 (1966年1月19日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1988年4月 株式会社リクルート 入社 1996年1月 株式会社ワークスコーポレーション 取締役 1999年7月 株式会社フロッグエンターテインメント 代表取締役 2003年5月 株式会社スマートイメージ設立 代表取締役 2005年11月 当社 代表取締役 2006年4月 当社 取締役 2014年10月 当社 Webソリューション事業部事業部長 兼 イノベーション・テクノロジー本部(現 オープンイノベーション本部) 本部長 2015年4月 当社 取締役副社長 2015年10月 株式会社アンジー 取締役 2016年3月 合同会社TRIPLEX 代表社員(現任) 2017年4月 株式会社インクルーズ 取締役(現任) 2017年8月 株式会社 Showcase Capital 代表取締役社長(現任) 2019年1月 当社 代表取締役社長(現任)	1, 201, 200株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>永田豊志氏は、森雅弘氏と共同創業者として2005年11月に取締役に就任して以来、創業期のビジネス基盤を強化し、グローバルな知見と共に、インターネット事業への深い知識を有しております。当社の取締役副社長及び投資関連子会社である株式会社Showcase Capitalの代表取締役社長を務め、現在は当社代表取締役社長(2019年1月～)として、当社の企業価値の向上に貢献しております。インターネット企業としての当社の企業価値最大化と、強いリーダーシップにより会社全体を牽引し、当社の将来に向けた更なる成長基盤強化を期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p style="text-align: center;">モリ マサヒロ 森 雅弘 (1963年9月1日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1988年4月 株式会社リクルート 入社</p> <p>1996年10月 株式会社タスクシステムプロ モーション 入社</p> <p>1997年11月 有限会社フューチャーワーク ス 入社</p> <p>1998年9月 株式会社フューチャーワーク ス(現 株式会社ショーケー ス・ティービー) 代表取締 役</p> <p>2003年5月 株式会社スマートイメー ジ 取締役</p> <p>2015年4月 当社 代表取締役社長</p> <p>2015年9月 株式会社オープンランウェイ ズ 取締役</p> <p>2018年8月 株式会社レーザービーム 代 表取締役社長(現任)</p> <p>2019年1月 当社 取締役会長(現任)</p>	<p style="text-align: center;">1,542,800株</p>
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>森雅弘氏は、インターネット事業における企業経営者としての豊富な経験と実績、また会社経営全般に関する見識を有しております。1998年9月から代表取締役として当社の経営を担い、強いリーダーシップで当社の事業を牽引し、ビジネス基盤の強化及び企業価値向上を実現してまいりました。この他、人材関連子会社である株式会社レーザービームの代表取締役社長を務め、現在は当社取締役会長(2019年1月～)として、当社のコンプライアンス強化と企業価値向上に貢献しております。これらの経験と実績から、当社の更なる発展を推進していく資質と見識を有していると考え、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	フクヤマ アツシ 福山 敦士 (1989年1月18日生) <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div>	2011年4月 株式会社サイバーエージェン ト 入社 2014年10月 株式会社シロク 取締役 2016年3月 株式会社モスキートーン (現 株式会社HRBrain) 代表取 締役 2016年7月 株式会社レーザービーム 代 表取締役 2017年9月 株式会社ベイシーズ 代表取 締役 (現任) 2018年1月 当社入社 HR-Tech事業部長 2018年7月 当社 執行役員 人事本部長 (現任)	44,000株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>福山敦士氏は、人材系ビジネスの企業経営者としての経験と幅広い見識を有しております。2018年7月に当社執行役員に就任以来、企業価値向上を目指し、強いリーダーシップを発揮してまいりました。当社のビジネス基盤を強化し、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると考え、当社取締役として適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	<p style="text-align: center;">ヤベ ヨシカズ 矢部 芳一 (1955年1月17日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1977年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行</p> <p>1998年4月 スイス三和銀行 社長</p> <p>2003年5月 UFJつばさセキュリティーズアジア（現 三菱UFJセキュリティーズ（香港）） 社長</p> <p>2007年6月 MUハンズオンキャピタル 代表取締役社長</p> <p>2011年6月 同社 代表取締役会長</p> <p>2014年1月 マルハンジャパン銀行 頭取</p> <p>2016年4月 サタバナ銀行 取締役副会長</p> <p>2017年3月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2017年6月 株式会社フルッタフルッタ 社外取締役</p>	—
<p><社外取締役候補者とした理由></p> <p>矢部芳一氏は、当社ビジネスの主要顧客である金融業界において数多くの要職を歴任しており、長年の実績から経営に対する知見や人脈も豊富なことから、当社の経営執行の監視に大きな役割を果たしてもらえることによりコーポレートガバナンス強化に寄与できることから、引き続き当社社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	ヤナギ マサジ 柳 雅二 (1960年10月23日生) 再任	1984年4月 野村証券株式会社 入社 2011年4月 同社 常務執行役員 2013年4月 同社 取締役 2014年4月 高木証券株式会社 専務執行 役員 2016年4月 株式会社Y'sアソシエイツ 代表取締役 (現任) 2016年6月 ケミプロ化成株式会社 社外 取締役 (現任) 2017年3月 当社 社外取締役 (現任) 2019年1月 スリープログループ株式会社 社外取締役 (現任)	—
<p><社外取締役候補者とした理由></p> <p>柳雅二氏は、当社ビジネスの主要顧客である金融業界において数多くの要職を歴任しており、長年の実績から経営に対する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言をもらえることによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与できることから、引き続き当社社外取締役として適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 矢部芳一氏、柳雅二氏は、社外取締役候補者です。なお、両氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ており、本総会における選任後、再度独立役員として届け出る予定です。
3. 社外取締役候補者である矢部芳一氏、柳雅二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 矢部芳一氏、柳雅二氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、共に2年であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令で定めた監査役の員数を欠くこととなるときに備えて、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

本選任の効力につきましては就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができます。

また、本議案の提出につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

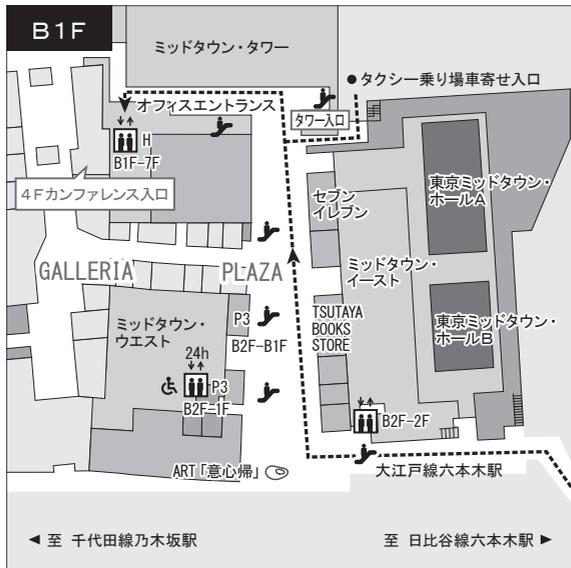
補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
デグチ アキラ 出口 晃 (1955年3月8日生)	1977年3月 株式会社丸井（現株式会社丸井グループ）入社 2000年1月 同社 人事部長 2006年3月 同社 総務部長 2006年8月 株式会社シーエスシー 代表取締役社長 2012年4月 株式会社マルイファシリティーズ 常勤監査役 2015年4月 株式会社丸井グループ監査役会事務局長 2016年10月 当社入社 内部監査室 2017年4月 当社 内部監査室長（現任） 2018年5月 当社 監査役会補助使用人（現任）	-
<p><補欠監査役候補者とした理由></p> <p>出口晃氏は、当社の内部監査室長としての経験に加え、上場会社の管理部門の管理責任者としての経験と知識を有していることから、当社の補欠監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、出口晃氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項に基づき、同氏と同法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定です。

以 上

「会場ご案内図（詳細）」

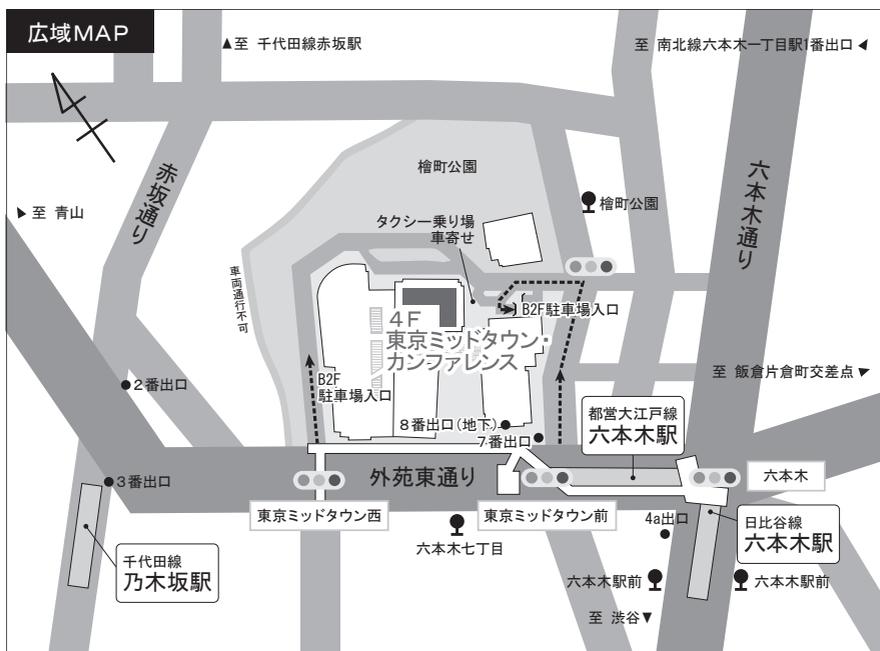


株主総会会場ご案内図

(詳細は前頁をご参照ください)

会 場 東京都港区赤坂九丁目7番2号

東京ミッドタウン
ミッドタウン・タワー 4階
カンファレンス「Room 7」



最寄駅 六本木駅

都営大江戸線 8番出口より直結

東京メトロ日比谷線 4a出口側から地下通路を経由し、8番出口より直結

乃木坂駅

東京メトロ千代田線 3番出口より徒歩約3分